

沿岸広域振興局長告示第59号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年8月10日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番24	14.32	4.00～6.00	平成24年8月2日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。